

行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20260701	有限会社東和交通(法人番号 9240002033503)代表 者神田健治	広島県呉市海岸1丁目7番 8号	呉北	広島県呉市焼山西1丁目 23番32号	文書警告(処分日車数 20日車のため、一般貸 切旅客自動車運送事業 者に対する行政処分等 の基準3.(6)による)	道路運送法第27条第3 項	令和7年12月1日及び令和8年3月31日、継続 監視の監査対象であることを端緒として監査を 実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の記 録事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規 則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(2)点呼状 況の録音及び録画記録義務違反(運輸規則第 24条第6項)、(3)アルコール検査状況の写真記 録義務違反(運輸規則第24条第7項)	5	5
20260706	廿日市交通株式会社 (法人番号 8240001028075)代表 者正木一郎	広島県廿日市市木材港南 6番41号	廿日市	広島県廿日市市串戸3丁 目24番1号	文書警告(処分日車数 40日車のため、一般貸 切旅客自動車運送事業 者に対する行政処分等 の基準3.(6)による)	道路運送法第27条第3 項	令和7年12月8日及び令和8年3月11日、継続 監視の監査対象であることを端緒として監査を 実施。5件の違反が認められた。(1)運送引受 書の記載事項義務違反(旅客自動車運送事業 運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、 (2)勤務時間等基準告示の遵守違反(運輸規則 第21条第1項)、(3)業務記録の記録事項義務 違反(運輸規則第25条第1項及び第2項)、(4)特 定の運転者に対する特別な指導義務違反(運 輸規則第38条第2項)、(5)特定の運転者に対す る適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第 2項)	4	4
20260728	両備高速株式会社(法 人番号 9260001017991)代表 者秋田喜大	岡山県浅口市鴨方町鴨方 2088番地1号	浅口営業所	岡山県浅口市金光町占見 新田148番地1号	輸送施設の使用停止 (120日車)及び文書警 告	道路運送法(以下「法」) 第9条の2第1項及び法 第27条第3項	令和6年12月24日及び令和7年2月4日、継続 監視の監査対象であることを端緒として監査を 実施。5件の違反が認められた。(1)運賃料金 事前届出・運賃料金変更事前届出違反(道路 運送法第9条の2第1項)、(2)運送引受書の記 載事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規 則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(3)勤務 時間等基準告示の遵守違反(運輸規則第21条 第1項)、(4)特定の運転者に対する特別な指導 義務違反(運輸規則第38条第2項)、(5)特定の 運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸 規則第38条第2項)	12	12